破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２２６号
山形県西村山郡朝日町大字大谷2067番地の１
債務者　堀　　茂
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３０号
山形県西村山郡河北町谷地字所岡104番地の１　ジェイ・シェスタ103、前住所山形県寒河江市元町４丁目14番地の４　高瀬コーポ103
債務者　横山　文夫
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３５号
山形市大字菅沢118番地、前住所山形市すげさわの丘18番地４
債務者　渡辺　陽子
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３６号
山形市大字菅沢118番地、前住所山形市すげさわの丘18番地４
債務者　渡辺　直樹
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４４号
山形県天童市東長岡２丁目８番17号　フォルトナＣ棟102号
債務者　佐藤茉奈美
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２号
山形県寒河江市大字寒河江甲1711番地の１
債務者　土谷　基子
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６号
山形県東根市一本木２丁目７番36―３号
債務者　奥山かんな
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７号
山形県村山市楯岡笛田１丁目16番20号、前住所山形県北村山郡大石田町駅前通り６番地５
債務者　後藤　昌弘
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５号
山形市宮町１丁目１番52号　シニアパンション山形宮町102号、前住所山形市花楯１丁目12番５号
債務者　佐藤　光子
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６号
山形県寒河江市東新山町260番地の６　メゾン・ＡＴＣ　Ａ棟105
債務者　布施　光男
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３号
大分市ひばりケ丘５丁目１番４号、従前の住所大分市大字永興881番地の１　エクセル悦和７―103
債務者　溝邉　　享
１　決定年月日時　平成26年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４７０号
愛知県豊田市藤沢町洞262番地　梅村源次方
債務者　春原やよい
１　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７７号
愛知県豊川市古宿町中通87―２　ガーデンコートエル302、住民票上の住所名古屋市港区南十一番町３丁目５番地の２　グランドハイツ南十一番町602号
債務者　伴　　真吾
１　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４０３号
埼玉県東松山市松本町１丁目８番17号
債務者　片岡　隆明
１　決定年月日時　平成26年２月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４０４号
埼玉県東松山市松本町１丁目８番17号
債務者　片岡貴代子
１　決定年月日時　平成26年２月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４０８号
埼玉県本庄市寿２丁目２番20号
債務者　野口　高代
１　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第８号
埼玉県熊谷市新堀1071番地３　リエス籠原112号室
債務者　野口　亮輔
１　決定年月日時　平成26年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部